

下松市土木系工事における「週休2日モデル工事」の実施要領 の一部改正について（お知らせ）

令和5年1月4日
技術監理課

「週休2日モデル工事」の取組状況を踏まえ、下松市土木系工事における「週休2日モデル工事」の実施要領を一部改正しましたので、以下のとおりお知らせします。

1. 適用基準日

令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

2. 対象工事

現場作業を行う期間が1ヶ月以上の全ての土木系工事を対象とする。

3. 「週休2日」の定義

【「現場閉所が行われた状態」から「現場閉所等を行ったと認められる状態」へ変更】

対象期間において、4週8休以上の「現場閉所」または「技術者及び技能労働者が休日の確保」を行ったと認められる状態をいう。

4. 発注方式 【「交替制モデル」の追加】

発注者が週休2日に取り組むことを指定する「発注者指定型」と受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む「受注者希望型」とする。

現場閉所が馴染まない工事は、従事者が交替しながら確保に取り組む「交替制モデル」とする。

5. 実施方法

【「施工条件の確認協議（打合せ）」を行う旨を追加】

- (1) 現場説明書に「週休2日モデル工事（発注者指定型）」「週休2日モデル工事（受注者希望型）」のいずれかの対象工事であること明記して発注する。
- (2) 「発注者指定型」の場合、受発注者は、契約後、発注者が作成した工事工程表（参考）を基に施工条件の確認協議（打合せ）を行い、工事工程のクリティカルパス等を共有する。
- (3) 「受注者希望型」の場合、受注者は、契約後速やかに、施工条件の確認協議（打合せ）を行い、「週休2日」の実施希望の有無について、発注者に書面で協議する。「週休2日」の実施を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに週休2日の実施に必要な工期について発注者に協議し、発注者は工期延伸が必要と認められる場合に契約変更を行う。

【契約後の週休2日工事の取組み内容の変更】

- (4) 現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議したうえで、週休2日交替制モデル工事（受注者希望型）で発注した工事は週休2日工事（受注者希望型）に変更できることとした。

【発注者指定型における契約後の工期延伸について】

- (5) 発注者指定型においても、契約後、必要工期について受発注者間で確認し、工期延伸が必要と認められた場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うこととした。

6. 確認方法

【「週休2日」の確認用資料作成の簡素化】

受注者は、「週休2日」の実施状況が分かる実施工程表等の毎月の提出を不要とし、工事完了後、監督職員へ提示することのみとした。

7. 補正方法等

【「発注者指定型」については当初から週休2日達成を前提とした経費補正へと変更】

- (1) 受注者希望型においては、精算時に「4週6休以上」の達成が確認できた場合は、経費の補正を行う。発注者指定型においては「4週8休以上」の達成を前提とした経費補正を行い発注する。
- (2) 現場閉所等の状況に応じ、工事成績評定の「工程管理A」と「工事管理B」において評価する。なお「受注者希望型」「交替制モデル」については、週休2日未達成であっても、減点を行わない。

以上